

第5章 税制改正の概要	183
1. 2014 年度税制改正について	183

第5章 税制改正の概要

1. 2014 年度税制改正について

1. 1. 2014 年度税制改正について

平成 26 年度税制改正大綱に盛り込まれた、経済産業省関連主要事項は以下のとおりである。

- ◆車体課税の見直し
- ◆復興特別法人税の1年前倒し廃止
- ◆生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
- ◆研究開発税制の拡充・延長
- ◆企業のベンチャー投資促進税制の創設
- ◆事業再編を促進するための税制措置の創設
- ◆所得拡大促進税制の拡充・延長
- ◆中小企業投資促進税制の拡充・延長
- ◆中心市街地活性化のための税制措置の創設
- ◆石油精製過程での非製品ガスの石油石炭税の還付制度の創設

1. 2. 経済産業省関連 2014 年度税制改正要望の経緯

2014 年度税制改正は、自民党政権の下、自民党税制調査会、公明党税制調査会、及び与党税制協議会において議論された。

経済産業省は、経済産業省税制改正要望をとりまとめ、8 月 30 日に財務省及び総務省に提出した。2014 年は例年と異なり、二度にわたって大綱がとりまとめられた。それぞれの概要は以下のとおり。

1. 2. 1 民間投資活性化等のための税制改正大綱

一つ目は、2013 年 10 月 1 日にとりまとめられた、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」である。「日本再興戦略」に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置等が通常の年度改正から切り離されて前倒しで決定された。主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおり。

- ◆生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
- ◆中小企業投資促進税制の拡充・延長
- ◆研究開発税制の拡充・延長
- ◆事業再編を促進するための税制措置の創設
- ◆企業のベンチャー投資促進税制の創設

◆所得拡大促進税制の見直し・拡充

1. 2. 2 平成 26 年度税制改正大綱

二つ目は、2013 年 12 月 12 日にとりまとめられた、「平成 26 年度税制改正大綱」である。秋の大綱（民間投資活性化等のための税制改正大綱）の決定事項を含む形で、平成 26 年度の税制改正大綱が自民党・公明党の税制調査会での議論を経て決定された。

1. 3. 2014 年度経済産業関係税制改正

平成 26 年度の主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおり。

1. 車体課税の見直し

- ◆自動車取得税の段階的引下げ・廃止、エコカー減税の拡充
- ・消費税 8 %時点で自動車取得税の税率を引下げ（登録車 5 %→3 %、軽自動車 3 %→2 %）、消費税 10 %時点で廃止。

・エコカー減税を拡充する。

- ◆自動車重量税のエコカー減税の拡充・経年車重課強化
- ◆自動車税のグリーン化特例の拡充・経年車重課強化
- ◆軽自動車税の見直し
- ・平成 27 年度以降に取得した新車について税率を 1.5 倍に（自家用乗用車以外は 1.25 倍）。平成 28 年度分から経年車重課を行い、併せて軽課についても検討を行う。
- ・二輪車については、平成 27 年度から税率を引き上げる。

◆消費税 10 %時点での自動車税の見直し

- ・自動車税に取得時の課税として環境性能割を導入。自動車税（排気量割）のグリーン化特例は、対象を重点化した上で軽課を強化。
- ・幅広い関係者の意見を聴取しつつ、平成 27 年度改正で結論を得る。

2. 経済の「好循環」・持続的な経済成長の実現

- ◆復興特別法人税の1年前倒し廃止
- ・足元の企業収益を賃金上昇につなげるきっかけとする。法人実効税率を約 2.4 %引下げ。（38.01 %→35.64 %）
- ◆【検討】 法人実効税率の引下げ
- ・大綱の「基本的考え方」において、わが国経済の競争力の向上、法人実効税率を引き下げる環境作りの重要性、

法人実効税率引下げと企業行動の関係などを踏まえつつ、検討を進める旨明記。

今後、早期に国際水準まで引き下げることを目指し、検討を加速する。

◆【検討】 償却資産に係る固定資産税の見直し

・大綱の検討事項に「新たな投資による地域経済の活性化の効果（・・・）など幅広い観点から、引き続き検討する」旨初めて位置づけ。

◆【新設】 生産性向上を促す設備等投資促進税制

・生産性向上設備投資について即時償却又は5%の税額控除

◆【拡充・延長】 研究開発税制

・増加型の控除割合を増加割合に応じて拡充（5%→最大30%）

◆【新設】 企業のベンチャー投資促進税制

◆【新設】 事業再編を促進するための税制措置

◆【拡充・延長】 所得拡大促進税制

3. 雇用を支える地域経済・中小企業の活性化

◆【延長・拡充】 交際費課税の特例措置

・中小法人の交際費の800万円まで100%損金算入できる措置を延長する。（2年間）

・全法人で、交際費（飲食費に限る）の50%を損金算入できる措置を創設。（2年間）

※中小法人は現行措置との選択適用可

◆【新設】 中心市街地活性化のための税制措置

・中心市街地活性化法の改正にあわせ、中心市街地活性化の核となる民間事業について、建物等の割増償却や土地・建物の取得時に係る登録免許税の軽減措置を創設する。（法人税：1年間、登免税：2年間）

◆【検討】 小規模事業者の振興を図る税制措置

・大綱の検討事項に「小規模企業等に係る税制のあり方については（・・・）幅広い観点から検討する」旨記載。今後、小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、その振興を図る観点から、検討を進める。

◆【拡充・延長】 中小企業投資促進税制の拡充・延長

・生産性向上設備について税額控除拡大等
（資本金1億円まで：7%、3000万円まで：7%→10%）

◆【延長】 中小企業者の少額減価償却資産の特例措置

◆【新設】 産業競争力強化法に基づく創業等に係る登免税

の軽減

4. エネルギー安定供給・資源の戦略的確保

◆【新設】 石油精製過程での非製品ガスの石油石炭税の還付制度

・石油精製業の経営基盤・国際競争力を強化するため、商品価値が無く、販売できないガス（非製品ガス）に係る石油石炭税の還付制度を創設する。（3年間）

◆【延長】 海外投資等損失準備金制度

・海外で行う探鉱・開発事業の損失に備えた準備金の積立てを認める措置を延長する。（2年間）

◆【延長】 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

・固定価格買取制度の認定を受けた太陽光、風力等の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置を延長する。（2年間）

5. 我が国へのヒト・モノ・カネの呼び込み

◆【延長】 アジア拠点化のための税制措置

・海外からの投資を呼び込み、我が国をアジアの中核拠点にするため、アジア拠点化推進法の認定を受けたグローバル企業への税の優遇措置を延長する。

（所得税：2年間、法人税：1年間）

5. 地球温暖化対策のための税【大綱の検討事項（抜粋）】

・「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。」

・「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」

以上